

令和6年12月からの豪雪により被害に遭われた畜産農家の皆様へ

畜舎等の復旧を支援します

【令和7年度青森県畜舎等雪害復旧緊急支援事業】

ポイント1 補助率は2分の1以内です。

建物共済等に参加している場合は、自己負担が大きく軽減されます。

ポイント2 既に復旧済み・着工済みの畜舎等も対象です。

市町村では、予算措置等の準備が整い次第、補助金の申請受付等を行う予定です。

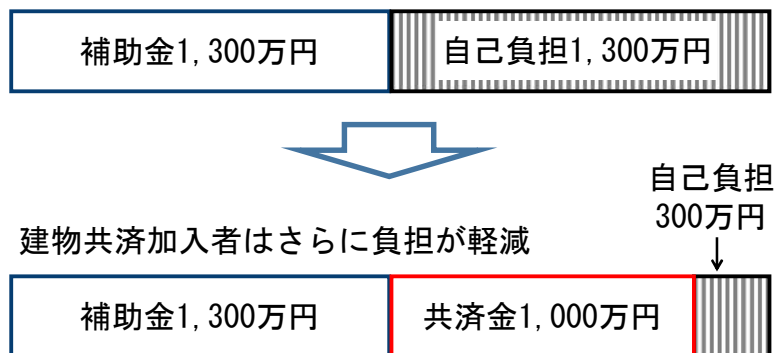
●修繕・再建(撤去含む)費が対象です。

再建では、被災した畜舎等と同規模以上であることが要件です。



●費用の2分の1を補助します。

[例] 事業費2,600万円の場合



※共済金額は例です。

～ 補助金の申請に当たっての注意点を御確認ください。 ～

● 申請窓口は畜舎等の所在地の市町村です。

これから復旧に着手する方は、できるだけ事前に御相談ください。

● 申請に必要な書類があります。

被災状況が分かる写真が必要です。復旧に着手する前に撮影を忘れずにお願いします。

費用が分かる資料(見積書や領収書など)を申請まで保存してください。

問合せ先

青森県農林水産部農畜産課 飼料環境グループ

電話 017-734-9497

または、お近くの家畜保健衛生所 畜産振興課まで